

社会福祉法人とまとの会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人とまとの会（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、次の通り費用弁償する。〈ただし、当法人の管理者等の職員が役員の場合は支給しない。〉

電車・バス等の乗車賃等	実費
食事代等	実費
私有車	旅程1km当たり26円

- 1) 乗車賃等については、普通車を原則とする。ただし当法人が認めた場合に限り特急・急行・新幹線の料金及び、座席指定の料金を支給する。
- 2) 航空機の使用は当法人が認めた場合に限る。
- 3) 当法人が認めた場合に限り、私有車を使用することができる。

(改 廃)

第4条 本規程は評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成二十九年六月十日から施行する。